

# スマートフォンのレンタル

入国時、空港検疫において、これらのアプリのインストール・設定状況について確認させていただきます。

スマートフォンをお持ちでない場合や、お持ちのスマートフォンがこれらのアプリに対応していない等によりインストール・設定が確認できない場合には、空港において、ご自身の負担により、スマートフォンをレンタルしていただく必要があります。

※ クレジットカードをご用意いただく必要があります。

レンタルに要する費用等について、あらかじめ事業者のホームページ等でご確認ください。

検疫エリア内でのレンタルを実施している事業者

株式会社ビジョン <https://www.vision-net.co.jp/news/20210319002098.html>

## その他留意事項

入国に際しては、入国後指定された待機期間中の自宅等での待機、アプリの利用などについて誓約書を提出していただきます。

正当な理由なく、健康状態や位置情報の報告を怠った場合など、誓約に違反した場合は、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび退去強制手続きの対象となることがあります。

その他、入国に際して必要となる事項については、こちらをご確認ください。

検査証明書の取得・提出、誓約書の提出等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

▶入国時に提出いただく誓約書の内容等はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

質問票WEBの記入

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/>

**これらは、あなたの健康を守り、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために必要な事項です。**

**ご理解・ご協力をお願いいたします。**